1‖　平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者　平成二十九年度看護師試験 2‖　平成二十七年度入国特例ベトナム人看護師候補者　平成三十年度看護師試験 3‖　平成二十七年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　平成三十年度介護福祉士試験	［加える。］
二　一の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。	［加える。］
三　一の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、一の許可における在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。	［加える。］
四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の四の2又は五の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。	三　一の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、一の許可における在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例ベトナム人看護師候補者であって、看護師の資格を取得してベトナム人看護師としての活動を行おうとするものは、指針第五の四の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。

○法務省告示第百六十六号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　インドネシア人看護師等及びこれらの受入れ機関に関する事項 一　インドネシア人看護師候補者及びその受入れ機関 　インドネシア人看護師候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 1　インドネシア人看護師候補者 ㈠　［略］ ㈡　本邦においてインドネシア厚生労働省告示第二の一の2に定める日本語の語学研修及び看護導入研修（インドネシア厚生労働省告示第二の一の2の(1)ただし書に規定する者にあっては、日本語の語学研修を除く。）を受けること。 ㈢　［略］ 2　受入れ機関 ㈠　過去三年間にインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）、ベトナム人看護師等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候	第三　インドネシア人看護師等及びこれらの受入れ機関に関する事項 一　インドネシア人看護師候補者及びその受入れ機関 　インドネシア人看護師候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 1　インドネシア人看護師候補者 ㈠　［同上］ ㈡　本邦においてインドネシア厚生労働省告示第二の一の2に定める日本語の語学研修及び看護導入研修を受けること。 ㈢　［同上］ 2　受入れ機関 ㈠　過去三年間にインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）、ベトナム人看護師等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候